

高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書

医療機関等での患者の自己負担が一月当たりの上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティネットとしての役割を果たしています。

令和7年度政府予算案には、高額療養費の自己負担上限額を8月から段階的に引き上げる「見直し」が盛り込まれていました。しかし、政府はがん患者団体や国民の声を受けて引き上げを見送り、秋までに改めて方針を検討し決定すると表明しました。

高額療養費は、がん患者をはじめ重篤な疾患の患者にとってまさに命綱です。自己負担上限額の引き上げは、受診抑制や、治療継続の断念につながりかねません。

今、日本は物価上昇に賃金が追いつかず家計が厳しい状況にあります。その上、重篤な疾患の患者には就労制限を余儀なくされている方も多く、高額な治療費の支払いにより困難な生活を強いられています。本来であれば、物価上昇分を考慮して患者負担を減らすべきです。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

- 1 今後も高額療養費の自己負担上限額の引き上げは行わないこと。

上記については、地方自治法第99条の規定により意見書として関係機関へ提出するものとする。